

新型コロナウイルス対策のための、これは期間限定の措置です！

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証をお持ちの方へ お持ちの参加者証の有効期間が自動延長されます

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されており、「外出自粛の要請等の接触機会の低減」が求められています。

そのため下記の通り、有効期間の終了日が延長されます。

【対象者】 ※ 下記の要件をすべて満たす方

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けている方
- 参加者証の有効期間が  

令和元年4月1日～令和2年3月31日	から
令和2年3月1日～令和3年2月28日	までの方

【対応】

- お手持ちの参加者証の有効期間の満了日から、自動的に 1年間に限り延長します。(裏面参照)
  - ※ 更新手続きは必須ではありません
  - ※ 新規・変更(氏名・住所・保険・医療機関・税年額区分など)手続きは必要です。  
原則郵送にて手続きをお願いします。必要書類については、事前に住所地の管轄保健所まで申請者からお問合せくださるよう、促しをお願いします。

【参考】

- すでに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- すでに今回の措置前に更新申請が完了している受給者については、受給者証の有効期間の記載が従来通り1年間です。有効期間の始期を確認の上、取扱いには十分ご注意ください。

【お願い】

- 肝がん・重度肝硬変治療に必要な医療(診察・検査・服薬など)は現在ご利用の医療機関とご相談しながら継続してください。
- お手持ちの受給者証の有効期間が、令和2年4月1日～令和3年3月31日以降の方は、例年通り更新が必要ですのでご注意ください。

【お問い合わせ】

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

- 愛媛県

機 関	住 所	電 話
愛媛県庁 健康増進課	790-8570 松山市一番町4-4-2	089-912-2402

- 各保健所

機 関	住 所	電 話
四国中央保健所	799-0404 四国中央市三島宮川4-6-55	0896-23-3360
西条保健所	793-0042 西条市喜多川796-1	0897-56-1300
今治保健所	794-8502 今治市旭町1-4-9	0898-23-2500
中予保健所	790-8502 松山市北持田町132	089-909-8757
八幡浜保健所	796-0048 八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111
宇和島保健所	798-8511 宇和島市天神町7-1	0895-22-5211

## ◆ お手持ちの受給者証の見方

肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業参加者証											
公費負担者番号											
公費負担医療の受給者番号										/	
参加者	住所										
	氏名										
	生年月日		年		月		日		男・女		
保険種別		第・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ・Ⅳ・後		被保険者証の記号・番号							
保険者番号				適用区分							
有効期間		自 令和 元 年 6 月 1 日		至 令和 2 年 5 月 31 日							
自己負担月額				10,000円							
都道府県知事及び印		(都道府県名)		(都道府県知事名)		印					
交付年月日		年		月		日					
備考											

肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業参加者証											
公費負担者番号											
公費負担医療の受給者番号										/	
参加者	住所										
	氏名										
	生年月日		年		月		日		男・女		
保険種別		第・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ・Ⅳ・後		被保険者証の記号・番号							
保険者番号				適用区分							
有効期間		自 令和 元 年 6 月 1 日		至 令和 3 年 5 月 31 日							
自己負担月額				10,000円							
都道府県知事及び印		(都道府県名)		(都道府県知事名)		印					
交付年月日		年		月		日					
備考											

令和3年5月31日まで  
と読み替える

適用前	適用後（読み替えて下さい）
令和元年 4月 1日	～ 令和2年 3月 31日
令和元年 5月 1日	～ 令和2年 4月 30日
令和元年 6月 1日	～ 令和2年 5月 31日
令和元年 7月 1日	～ 令和2年 6月 30日
令和元年 8月 1日	～ 令和2年 7月 31日
令和元年 9月 1日	～ 令和2年 8月 31日
令和元年 10月 1日	～ 令和2年 9月 30日
令和元年 11月 1日	～ 令和2年 10月 31日
令和元年 12月 1日	～ 令和2年 11月 30日
令和2年 1月 1日	～ 令和2年 12月 31日
令和2年 2月 1日	～ 令和3年 1月 31日
令和2年 3月 1日	～ 令和3年 2月 28日

～ 令和3年 3月 31日
～ 令和3年 4月 30日
～ 令和3年 5月 31日
～ 令和3年 6月 30日
～ 令和3年 7月 31日
～ 令和3年 8月 31日
～ 令和3年 9月 30日
～ 令和3年 10月 31日
～ 令和3年 11月 30日
～ 令和3年 12月 31日
～ 令和4年 1月 31日
～ 令和4年 2月 28日

※ 上記（適用前）の有効期限の受給者証をお持ちの方は、今回に限り更新手続きをしていない場合でも受給者証をご利用いただけます。